引越しワンストップサービスを利用する際の注意点について

マイナポータルシステムより転出のお手続をされた方は、ご自身の世帯が関係する手続項目をご確認いただき、必要な場合は所管窓口にご連絡のうえご相談ください。

手続項目	担当窓口	手続内容
転出届 まずは、手続項目 (利用中の制度) を確認してね	101 市民課 ☎6384-1235	手続きされた転出届については、翌営業日に吹田市で処理を行い、メールにて完了通知を送信します。 <u>転入届はそれ以降に手続可能</u> となりますので、マイナンバーカードをご持参のうえ、転入先市町村窓口で手続をお願いします。
国民健康保険	111 国民健康保険課 2050-1807-2183 (自動応答)	転入先の市町村で健康保険に加入する場合は、転入日から14日以内に転入先の市町村の担当課で加入の届出をしてください。 ○保険証について 転出予定日以降は吹田市の保険証を使用しないでください。 ○保険料について 転出による保険料の変更に伴い、後日更正決定通知書と変更があった期の納付書を転入先の住所に送付します。 転出前の保険料を転出後に納付いただくこともあります。
後期高齢者医療の受力をは、		 転出前の保険料を報品後に納付いたにくこともあります。 ただし、過納が生じた場合は還付請求書類を送付します(未納がある場合は充当します)。 【吹田市へ郵送等での手続が必要な方】 下記のいずれかに該当する場合は吹田市の健康保険が継続となります。別途お手続ください。 ○国民健康保険被保険者の方 大学や専門学校等に通学するために転出する場合 特別養護者人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等(住所地特例施設)へ入居するために転出する場合 ○後期高齢者医療保険加入の方 府外の特別養護者人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等(住所地特例施設)へ入居するために転出する場合
介護保険	119 高齢福祉室 介護保険グループ ☎6384-1343	 ○介護認定をお持ちの方 <u>転入日から14日以内</u>に転入先の介護保険担当課で介護認定を引き継ぐ手続(転入申請)が必要です。 ○住所地特例施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等)へ入所される方 引き続き吹田市が保険者となります。後日、住所が変更された新しい被保険者証を送付します。 ○介護保険料について 転出後は、転出先の市区町村で保険料を納付することになります。転出により再計算した結果、過不足がある場合は 差額の納付書または還付請求書を送付します。
児童手当	218 子育て給付課 ☎6384-1470	受給者が市外に転出する場合、吹田市での児童手当の支給は、転出予定日の属する月分までです。引き続き手当を受給するためには、 <u>転出予定日の翌日から15日以内</u> に転入先の市町村で申請してください。 ※児童が転出することにより受給者と別居となる場合などは、別途手続が必要ですので、ご連絡ください。
子ども医療証		子ども医療証は <u>転出予定日の前日まで</u> お使いいただけます。 受給資格のあるお子様が転出される場合は、医療証の返却が必要ですので、ご連絡ください。
児童扶養手当		児童扶養手当住所変更(転出)届の提出が必要ですので、ご連絡ください。 ※転出に伴い、婚姻(事実婚含む)や児童の養育状況の変更等がある場合は、必ずお申し出ください。
ひとり親家庭医療証		ひとり親家庭医療証は <u>転出予定日の前日まで</u> お使いいただけます。 転出の際は、資格喪失届の提出と、医療証の返却が必要ですので、ご連絡ください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳 重度障がい者医療証	116 障がい福祉室 ☎6384-1347	受けられている制度(重度障がい者医療費助成制度や福祉タクシー利用券の回収及び使用不可の説明、福祉年金の申請等)を確認し、転出に必要な手続を行うため、ご連絡ください。(手続が不要な場合もありますので、一度お問合せください。) ※確認した結果、手続不要となることもあります。ご了承をお願いします。